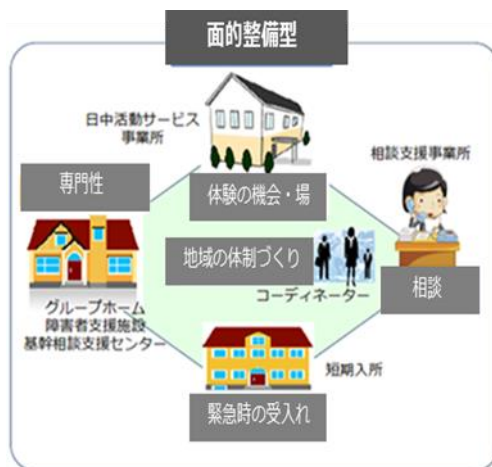


「地域生活支援拠点等検討部会」平成30年度後期活動報告について

1 地域生活支援拠点等の概要

地域生活支援拠点等とは、障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受入れ、③体験の機会・場、④専門性、⑤地域の体制づくり）を整備することにより、障害のある人の生活を地域全体で支える提供体制のことをいいます。



2 部会員

団体等名	氏名
社会福祉法人 観寿々会	堤 勝彦 (部会長)
医療法人 成精会	垣田 泰宏
刈谷市障害者支援センター	相澤 道子
西三河南部西地域アドバイザー	山北 佑介
刈谷市民生委員・児童委員連絡協議会	角谷 信男
刈谷市社会福祉協議会	梅本 秀之

3 経緯

平成30年4月に、「地域生活支援拠点等検討部会」を設置し、5月、7月、9月、11月及び2月に部会を開催するとともに、8月には障害者家族会や生活介護利用者等に対し、アンケートを実施、9月の部会では家族会代表者からヒアリングを行うなど、居住支援の5つの機能を基に、刈谷市におけるニーズと既存の資源を整理するなど、議論を重ねました。

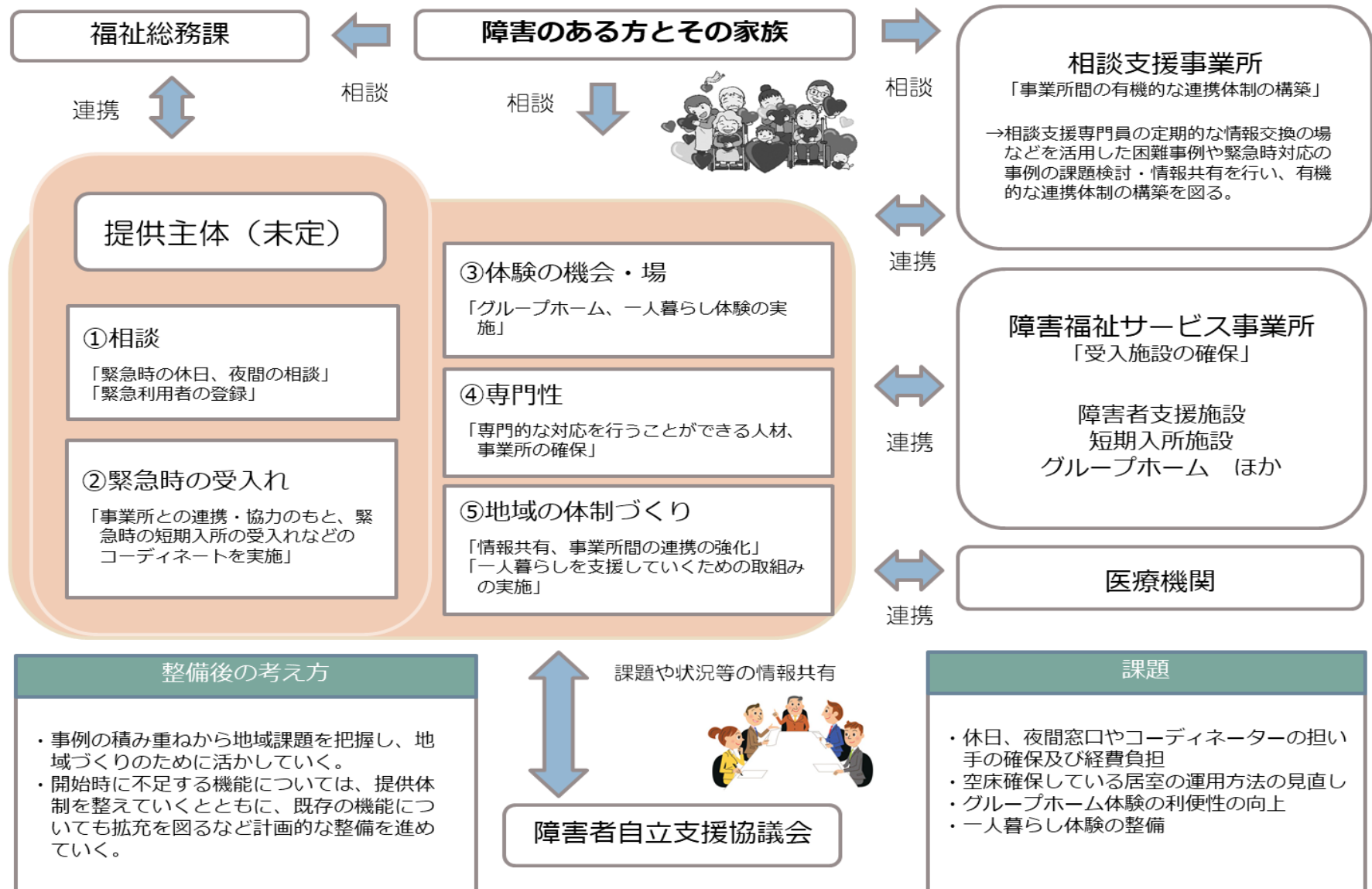
また、11月と2月の部会では拠点整備済の自治体の事例を参考に本市に必要な機能及び役割について検討し、整備方針案を作成しました。

	開催日	主な内容
第4回	11月16日	<ul style="list-style-type: none"> 課題の整理及び他自治体事例について 本市の整備方針について
第5回	2月13日	<ul style="list-style-type: none"> 必要な機能の検討について

4 課題の整理及び整備方針

	市の現状	課題	整備方針案
相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センター ・ 指定特定相談支援事業所 4 か所 ・ 指定一般相談支援事業所 2 か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の相談に対応できる 24 時間対応の相談窓口が必要である。 ・ 相談支援体制の充実を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の休日、夜間の相談窓口を確保する。 ・ 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上、緊急の事態等に必要な相談その他必要な支援を行う。
緊急時の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案件が発生した際にケースごとに個別に調整、対応している。 ・ 受入れ施設の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の受入れ調整等を行うコーディネーターの配置が求められている。 ・ 緊急時の短期入所について、24 時間受入れ対応できる体制を整備する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートを行う体制を確保する。 ・ 短期入所を活用した常時の緊急受入れ体制を確保し、介護者の急病等の緊急時の受入れ等を行う。
体験の機会・場	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループホームの体験は、7 日間の利用を前提に事業所（1 か所）で実施 ・ 短期入所の体験は、各事業所で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続利用を前提としなくても気軽に体験利用できることも必要である。 ・ 交通の便などの理由により利用が躊躇されてしまう場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親元からの自立等にあたって、グループホームの利用や一人暮らしの体験の場を提供する。
専門性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア対応の事業所（7 か所）、重症心身障害者対応の短期入所（3 か所）、強度行動障害者対応の事業所（4 か所） ・ 精神科を有する医療機関（2 か所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアが必要な方、強度行動障害のある方及び重度化した方に対応できる人材、事業所を確保する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的なケアが必要な方や強度行動障害のある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制を確保する。
地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援協議会による情報や課題の共有等による関係機関の連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援困難事例の情報共有など、地域の事業所間の連携を強化する必要がある。 ・ 一人暮らしを支援していくための見守りや支援が必要とされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所間の連携の強化や地域の様々なニーズに対応できるサービスの提供体制を確保する。

刈谷市地域生活支援拠点等の整備イメージ（案）



5 必要な機能に係る主な意見

(緊急時の定義・事前登録制の導入)

- ・障害種別によって緊急時の捉え方は違うが、運用時の混乱を避けるため緊急時の定義づけをしていくことが望ましい。
- ・当事者や家族のこのような時に助けてほしいという希望と、事業者側のこの状況なら支援できるという意見をすり合わせて定義づけできればよい。
- ・事前登録制については、対応件数を絞る意味でも進めていく。
- ・未登録者からの相談を拒否はできないので、その対応が課題となる。

(夜間・休日の相談窓口サービスの提供体制)

- ・事業所として、かなりの負担が想定され、日中のサービス低下が危惧される。
- ・入所施設があるため、24時間対応しているが、相談業務の体制が弱い。
- ・夜間窓口を1事業所で受け持つのが負担であれば、県の医療センターの緊急医療体制のように持ち回りで受け持つという手法もある。

(拠点コーディネーターの配置と依頼業務)

- ・基幹は最初の相談窓口であり、コーディネーターとして適任だとは思いますが人材確保の問題がある。
- ・経費負担が発生するため、コーディネーターにどれだけの業務を依頼するか、受け入れ調整や緊急対応した件数分の報酬を出すのかなど、運用方法を早期に決定していかなければならない。

6 今後の検討事項

(1) 整備方法の決定

整備方針に基づき、課題解決の方策、対処の方法を検討し、整備方法を決定する。

(今後の主な検討事項例)

- ・緊急時の定義、事前登録制の運用方法
- ・休日夜間窓口やコーディネーターの担い手の確保
- ・受入れ施設の確保、連携方法
- ・一人暮らし体験の場
- ・専門的な対応を行うことができる体制の確保策

(2) 地域生活支援拠点等連絡会の設置

課題解決の方策等、より具体的な検討を進めるため、家族会や相談支援事業所等を構成員とした「地域生活支援拠点等連絡会」を設置し、意見交換等を行う。